

東洋町福祉バス運行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東洋町福祉バス(以下「福祉バス」という。)の運行に関し必要な事項を定め、もって住民の交通の利便、福祉の向上並びに高齢者及び身体障害者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(運行及び経路)

第2条 福祉バスの運行は原則1日3回とし、運行経路は別表に定める経路で運行する。

(停留所及び運行時間)

第3条 福祉バスを利用する者は、別表に定める停留所から利用するものとする。

(利用料)

第4条 福祉バスの利用料は、無料とする。

(利用者)

第5条 福祉バスを利用できるものは、次の各号のいずれかに該当する東洋町住民とする。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を交付された者
- (3) 前2号のほか、町長が必要と認めた者

(運休日)

第6条 福祉バスの運休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、運休日を変更することができるものとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 祝日法による休日、年末年始の休日及び夏季(盆)

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。